

東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例

(目 的)

- 第1条 この特例は、東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向け、有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程(以下「JQ有価証券上場規程」という。)の特例を規定する。
- 2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程及びJQ有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場手数料及び年賦課金の特例)

- 第2条 本所が定める地域を本店所在地とする上場有価証券の発行者が、東日本大震災により、その経営成績又は財政状態等に重大な影響を受けたと本所が認めた場合には、有価証券上場規程第19条第1項又はJQ有価証券上場規程第55条第1項の規定にかかわらず、本所が定める期間に納入期が到来する当該上場有価証券の発行者の上場手数料及び年賦課金を免除するものとする。
- 2 上場有価証券の発行者が前項に規定する免除を受けようとする場合には、本所所定の免除申請書を本所に提出するものとする。

(新規上場申請手続)

- 第3条 有価証券上場規程第3条及び第7条の2第1項並びにJQ有価証券上場規程第4条及び第11条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が当該上場申請より前に本所に対し上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日(予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請又は

予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により新規上場に至らなかった理由が東日本大震災に起因するものであると本所が認めたときは、当該新規上場申請者が提出する書類のうち、本所が適当と認めるものについては省略することができるものとする。

2 有価証券上場規程第3条及び第7条の2第1項並びにJQ有価証券上場規程第4条及び第11条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が東日本大震災に起因して本所が特に定める時期までに新規上場に至らないと本所が認める場合であって、新規上場申請者が上場審査の継続を希望するときには、本所が必要と認める書類を改めて提出することにより、引き続き上場審査を受けることができるものとする。この場合において、本所は改めて提出された書類に基づいて上場審査を行うものとする。

3 有価証券上場規程第6条及び第7条の2第4項並びにJQ有価証券上場規程第6条及び第11条第4項の規定にかかわらず、新規上場申請者が前2項の規定に該当する場合は、上場審査料又は予備申請料の支払いを要しない。

(株券上場審査基準等の特例)

第4条 新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第1項第8号c並びにJQ有価証券上場規程第8条第1項第5号b（JQ有価証券上場規程第9条による場合を含む。）に適合しない者に限る。）が、内国株券の上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。

(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)

第5条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失

の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準（以下「指定替え基準」という。）第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(株券上場廃止基準等の特例)

第6条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。（株券上場廃止基準第2条第2項による場合を含む。）

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

2 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についてのJQ有価証券上場規程第47条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。（JQ有価証券上場規程第47条第2項から第4項までによる場合を含む。）

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

付 則

- 1 この特例は，平成23年 6 月10日から施行する。
- 2 第 5 条及び第 6 条の規定は，平成23年 3 月11日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。